

第五十一回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 十 五 号

昭和四十一年三月十一日(金曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 登坂重次郎君

理事 山崎 巖君

理事 島上善五郎君

理事 吉田 賢一君

出席政府委員

自治大臣 永山 忠則君

自治政務次官 大西 正男君

自治事務官 (大臣官房長) 松島 五郎君

自治事務官 (財政局長) 柴田 護君

自治事務官 (自治事務官) 細郷 道一君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

自治事務官 (自治事務官) 森岡 敬君

○岡崎委員長 これより会議を開きます。
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○奥野委員 いま委員長からお話のありました法律案についてお尋ねをいたします前に、自治大臣にお見えいただきましたし、この間からお尋ねしたいと思つておりましたことを一つだけ簡単に質問させていただきますことをお許しいただきたいと思ひます。

それは、公立大学に關連する問題でございます。国と地方の事務の配分という見地から、中学校は市町村、高等学校は府県、大学は国というのが基本的なことでござらう、かように考えておるわけでござります。しかしながら大学でも、女子の短期大学のような花嫁修業といった面を多分に持つてゐるものでありますとか、あるいは京都市のような芸術の都においては主としてそういう意味の大学を設置して、市の持つておる特色を生かしていきたくとか、いろいろな意味において、地方公共団体が大学を設置することが非常に意義の多い場合もたくさんあるだらうと思つてござります。そういう意味において、公立大学の意義というものはやはり相當に評価をしていくべきではないか、かような考え方を持つてゐるわけでござります。そうなつてまいりますと、公立大学の權威といふものが、あるいは世間的な評価といふものが、そういうものにも配慮した運営がなされていかなくてはならない。またこういう意味におきましては、公立大学の学長さんは一般職の俸給表の適用を受けておられるわけでございまして、国においても大学の学長の地位を高めるために指定職俸給表というよりなものをつくつたり

してゐるわけでござりますが、そうなりますとやはり、自治省が俸給表の作成につきまして地方公共団体を指導するにあつても、公立大学の学長の地位を高めるという意味において配慮をいただくことが必要ではなからうか、かように考えるわけでござります。指定職俸給表というよりなものを使つてよろしいということになつてくると、乱用されるんじゃないかというよりな心配をしてゐる向きもあるようござります。しかしながら、少なくとも条例で、何大学の学長さんは幾らであるというよりな、号俸を特に掲げていくというよりなことがござるんじゃないか。少なくともその程度のことはして、公立大学の地位を特に重んずる姿勢を地方公共団体としてつていくことが大切ではなからうか、かように考えるわけでござります。そういう意味合いにおきまして、特に自治大臣に、私が申し述べまして公立大学の意義、これを認めただけでござらうかということと、もう一つは、公立大学の学長さんの地位を高める意味において、俸給に關しまする条例について、いま申し上げましたような指導をやつていただけないものかどうか、二点についてお考えを聞かしていただければ幸せでござります。

○永山国務大臣 公立学校の權威と地位を高めていく、また条例において学長の俸給關係を特掲するといふような關係におきましては、きわめて當を得た御所見と考へますので、さうにお取り扱ひをいたすように考へたいと思ひます。

て、一般的にある程度の額を予定しながら総括した中へ計上されてゐる、かように考へておるわけでござります。私たちは、やはり公立大学の地方債というものは四十一年度においても相當額を必要とする、かように考へてゐるわけでござります。地方債計画の立て方が變つてきてゐるものだから、公立大学の關係者の中には不安を持つて見ておられる方もあるんじゃないかと思ひますので、その辺についてのお考えを明らかにしておいていただきたい、かように考えるものでござります。

○柴田(護)政府委員 お話のように、昭和四十一年度の地方債計画から公立大学の項目をなくしたのでござりますが、それは昭和四十年度におきましては、急増対策に対応いたしましたためにワクを特定したのでござります。しかし、昭和四十年度の予定いたしました起債で、一応急増対策分だけはまかなうことができた。したがつて、四十一年度におきましては、その部分はなくなつてしまつたものでござりますから、ワクをなくしたのでござりますけれども、お話のように、公立大学についての起債を一切認めないといふことはもちろんござりません。必要なものは認めていかざるを得ないと思ひます。扱いといたしましては、一般単独事業のワクの中で従来どおりの取り扱いをしてまいらうといふことでござります。

○奥野委員 次に、いま議題になつております法律案につきまして二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

最初に、ジェット機が発着する關係から、空港所在の市町村においていろいろな問題を惹起してゐます際に、国有資産等所在市町村交付金の交付對象に空港を加えていただきました自治省当局の御勞苦に対して、深く感謝申し上げておきたいと思ひます。つきましては、固定資産税相當の交付金

でありますれば、土地、家屋、償却資産所在の市町村に交付金が交付されるというものがたてまえであらうと思ひます。しかしながら、空港そのものは一對として運営されているし、同時に空港が広い地積を専有していますだけに、多くの市町村に一つの空港がまたがっているという場合がたゞさあろうかと思ひます。そうなるべきです。いまは、交付金を固定資産所在の市町村にそのまゝ交付していくことが、はたして住民の感情に合うのかどうか、疑問が相当出てくるように思われるわけでございます。そこで、一つは空港の数と、それから所在する市町村の数の関係について、それから交付金の交付の市町村への額について、必すしも所在と直接結びつけないで、別途の配分方法を講じてよろしいんじゃないか、かようにも考えますので、それらの点について税務局長に伺っておきたいと思ひます。

○細野政府委員 現在、空港としての告示のございますものは、第一種空港で二つ、第二種空港で十七、第三種空港で二十九、これだけ空港の数がございまして、その関係市町村の数は、全部で五十二市町村に及んでおまして、中には四つの市町村に關係する空港もございまして、

それから、その配分にあたりましては、關係市町村が二以上でございまして、現在の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の第十条によりまして、現在でも配分をいたすことになつております。配分の方法は自治省令で定めることになつておりますが、今回の空港につきましても、二以上にわたりますものにつきましてもは自治省令によつて配分の方法を定めてまいりたい、かように考えております。その際、どういふ配分のしかたをするか、やはり基本は土地でございますので、土地の広さに基本を置きながら、空港の特殊事情を加味しながら考えてまいりたい、かように思つております。

それから、もう一つお尋ねのございました明年度の額でございますが、明年度予算額は、国から

出ますもの、いわゆる国の管理する空港につきましても、交付するものとして、予算として一億四千万円が計上されております。そのほか地方団体が管理する空港、これにつきましても所在市町村に交付を要するであらうと思ひますものが、約一千万円と見込まれております。空港の交付金の対象となります施設につきましては、土地、家屋、償却資産、いわゆる滑走路のような工作物等を含めておるのでございますが、その中で公共的な行政機関、たとえば中に税関があるとか郵便局があるとか、あるいは空港管理事務所があるといったような行政機関がございまして、その部分につきましては、これを交付対象から除外することといたしておりますので、いまの除外すべき財産の価格について精査中でございます。本年度の予算は一億四千万とございまして、その精査の結果は、多少その額では不足するのではなからうか、こう考えております。したがって、本年度につきましても、特に今回御提案申し上げております法律の附則におきまして、実際の対象となる価格と予算の額との間の調整率を政令によつて定めるように処置をいたしておる次第でございます。

○奥野委員 空港につきましては、それぞれ財産台帳もあることとございまして、四十二年からは本年度は別といたしまして、四十二年からは本来のたてまえに従つた交付金が交付されることになるものと、かように考えておるのでございます。四十二年から宅地に対する固定資産税の調整方法を変更するというような問題にからみまして、国有資産等についての評価と一般の固定資産について行なわれている評価及びその税額との均衡がどうなっているかという点について、若干疑問を持つておられる向きもあるように見受けられるわけでございます。基本的には、国有資産等につきましても、評価額を基礎として税率を乗じていく、一般の土地の場合には、評価が行なわれたけれども前年度の二割増し以内にとどめるといふような処置がとられているから、宅地の場合には六分

の七分の一の税額にとどまっておりますわけでございます。基本的には国有資産等所在市町村に交付金が、同じような宅地でありまして場合には、多いんじゃないかと思ひます。少なくとも理論的にはそうでなければならぬはずでございます。税負担額がどうなっているのか、具体の例についてお教えいただければその間の事情が理解されやすいと思ひます。もしそのような調査がございすればお示しいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 国有資産の価格は、御承知のように国有財産法等に基づく台帳価格ということになつております。その台帳価格は、原則として取得時におきます価格をそのまま計上する、そして後、一般的には五年ごとにその時価に應じた価格の改定をする、こういう仕組みになつておるのでございます。これに反しまして、固定資産税の評価のほうは、時価をもとにいたしまして均衡のとれた評価額をそれぞれ各市町村長がきめていく、こういう行き方であるわけでございます。多少その間、そのねらいとするところが違つていまして、しかしながら私どもとしましては、やはりその間にできるだけ均衡のとれることが望ましい、かように考えておるのでございます。したがって、現実には各省各庁の長が市町村長に對象の資産の価格を通知いたしました場合に、市町村長が所在の民有地との間に非常に不均衡があるといったような場合には、市町村長が価格の修正の申出ができるという規定も現にこの法律の中には入れておるのでございます。現実の問題といたしまして、この国有地と民有地との間のバランスがどうなつておるのか、なかなかその所在等がございまして、なかつたか、なかつたが、まず平均的な姿で見えてまいりますと、普通財産分の宅地につきまして坪当たりの価格を見てもまいります、現在三千四百七十九円ということになつております。これに對しまして、いわゆる民有地と固定資産税の對象となつております宅地の全国的な坪当り平均は現在、課税ベースで千三百八十四円、こういうこととござい

まして、この全国的な平均から見てもまいりますと、固定資産税の課税率のほうが現在では回つておる、こういう状況にございまして、なお、これを具体的な事例で見てもまいります、たとえば東京の大森にございまして東京税関の宿舎、これについて見てまいりますと、国有資産の交付金の対象となります標準額は現在坪二万四千五百五十二円、これに對しましてその近隣の民間宅地の現在の課税ベースとなつておりますものは七千二百二十二円、こういう状況でございまして、なお両者の均衡を保つこともさることながら、課税上の措置としてもやはり今後固定資産税について進めていく必要があるのではなからうか、かように考えるわけでございます。

○奥野委員 いまのお話で、価格について市町村に異議がある場合には、市町村長には修正の申し出権が認められていることがございまして、また、このような法律の根拠を基礎にして、さきに国有林野所在市町村交付金について多くの市町村から改定が強く迫られておつた、かように承知いたしておるわけでございます。幸いにして四十一年度の予算に、国有林野所在市町村の交付金について一億五千万円の増額計上が行なわれたというところは喜ばしいことだと考えております。一般的に国有資産等所在市町村交付金は、前年度の三月三十一日現在の価格が基礎になつて交付金額が算定されるように承知しているわけでございます。国有財産法で五年ごとに評価される。それがたしかことしの三月三十一日現在ではなかつたか、かように考えております。そうしますと、これがどう運用されていくかということが交付金の額に直接關係を持つてまいりますし、市町村が異議を持つたか持たないかということにも關係を持つてくるわけでございますので、自治省當局におきまして關係各省と連絡をとられて市町村に特別な不満を持たせないようになつて運用の努力を払つてもらいたい。そのことが四十二年度の国の予算等に具体化されてくることになつてまいりますので、お願いとして申し上げておきたい、か

なおまた空港に対する今度の改正とからみ合いまして、国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象になります空港、自衛隊等の関係の空港でございいます。これがどういふように変化を持ってくるのか。たしか自衛隊等の空港につきましては、土地だけが対象になっておったんじゃないだろうか。今回の空港の場合には家屋や償却資産も対象になっている。それは空港の持つ特殊な性格、

ジェット機等によつて關係地域の住民が非常に悩まされているというようなことも配慮されているからだと思ふのでありますが、同じことが自衛隊等の空港についても配慮されてしかるべきじゃないかろうかというようにも思いますので、積極的にこれを機会に国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象になります空港についての扱い方を御研究願いたいと思いますし、またお考えになつている点がありますればお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○細野政府委員 今回のこの制度ができたことによりまして、現在のいわゆる基地交付金との間に二つの問題がある。一つは、自衛隊その他が使っております空港について交付金の算定がダブるという問題がございます。その点は調整をいたしたいと考えております。第二は、対象施設が御指摘のように基地交付金では土地だけで、工作物、家屋が入っておりません。これにつきましては、今後ともそれを対象に加えることができるように、私どもとしてもなお努力を続けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○登坂委員　関連して、国際空港とは直接関係はないのでありますが、いま関東地方において富里の国際空港と茨城県の研究学園都市ということが、何か両方がいま時局の話題になっておるのであります。研究学園都市ということの構想は、自治省においてはまだその構想のほどをおわかりでないかもしれませんが、地元の人といたしましては、茨城県にいわゆる六百五十万坪というような大きな都市が数カ町村にまたがってできるのです

から、ここに大きな自治体が新たに誕生するわけ
でありますから、首都圏整備委員会なりあるいは
建設省が中心になって検討し、あるいは文部省が
中心になって検討しておるのでありますが、この
研究学園都市ができるということについて自治省
においては御相談にあずかったのか、あるいはそ
ういうことについての構想を御存じかどうか、
ちょっとそれをまずお伺い申し上げたいと思つ
てあります。

○柴田總政府委員 研究学園都市の問題につきましては、さような構想があることをもちろん承知いたしておりますし、その内容等につきましてどのような形でこれを実施に移していくか、実施のしかた等につきまして関係各省よりより協議をしておる段階でございます。これは私どものほうの所管でございませんで、企画室の所管でございますけれども、企画室が窓口になりまして、私どものところにもよりより相談があるわけでございいたします。問題は、学園都市をつくるということに

ついでどうこうということじゃございませんで、
 どういう方法でやるのが一番効果的であり、一
 番所期の目的を達成せしめることができるであろ
 うかという問題が焦点になっておるわけござい
 ます。

○登坂委員 これは東京の首都圏のいわゆる過密
 都市対策の一環といたしまして、昭和三十八年閣
 議了解で始めたのでありますが、地元においては、
 天から何か降ってきたようなにわか構想が
 漏らされたので、一時は非常に混乱したのであり
 ますが、地元町村並びに茨城県といたしまして

は、町民の説得が成功いたしましたして、いよいよその着手の第二段階に入つたのであります。本年度は予算として二十億、それから財政投融資計画において九十八億かの予算がついたのであります。しかし、これが六百五十万坪、関係町村が約数力町村にまたがっておりますので、少ない地方財政を受け持つこの数力町村におきましては、非常にこれが準備資金に苦慮いたしております。その財政方面のやり繰りは、特に県当局並びに自治省か

らそれそれの手当は受けておるものと思ひます。が、いずれにしましても、政府の施策に基づいて地方に学園、大学あるいはその他の政府機関のおもなる研究機関を移すということ、いわゆる国策的な意味を含めた大自治団体ができるわけでありますから、主管は、建設省の大臣が推進本部長であるということになっておりますけれども、やはり将来は自治省が御担当になると思ひます。いまできつつある、建設途上でありますから、できれ

ば、そのときではき上がった姿において自治省が、統合管理をする責任を持つのでありましようけれども、その点もう少し関係のいわゆる推進本部長、建設省に、どういう姿でどういうことでできるのであろかということについて特段の配慮をお願いしたいと思うのであります。いま聞くところによりますと、いろいろ町村においても意見が異つておりまして、まだまだ統一的な見解はないようであります。大方八割は決定いたしてゐるようであります。各町村といたしましては、

一体どこいうところに線が引かれるのか、自治体の区画、区割りというものは、まだ自治省には御相談になっていないかどうか、ちょっととお伺いしたいと思います。

○柴田(護)政府委員 おそらくお話は、新しい学園都市を自治団体としてどう組織化するかという問題であろうかと思うわけですが、その点につきましては、まだ具体的なまぐろみとして私どものところへは上がつてまいっております。しかし、私どもが問題にいたしておりますのは、

ちゅうう住宅団地をつくり出すのと同じような問題がそこにかもし出されるであろう。したがって、現在、今年度ついております予算の施行がどういう形になるかということについて、私どもは実は非常に関心を持っておるわけでございます。問題は、従来田園、山林でありましたところに、いわばこつ然として都市ができるわけでありました。したがって、都市をつくります以上はりっぱな都市をつくりたい、やる以上はまともなものをつ

くらすべきだ、かように考えるわけでございます。て、そのためには財政的な措置も十分やっています。なければならぬのでございますが、ただ、やり方につきましては、一体どういうやり方をするところが一番能率的な作業を結果するだろうか、あるいはまた一番効率の高い作業になるかという問題を私どもは非常に心配をしておる。言いかえれば、せっかく金を使うのだから、その金をなるべく生かしたい。そのためには、いまのようなやり方で

一体いいのだらうか。御承知のように住宅公団の場合等につきましては、従来は住宅公団が団地をつくりまして、建物建てまして、そうして学校だけはつくってやる。これにつきましては、学校だけでなく、ほかのものと一緒につくって、長期の年賦払いにしてくれということを私どもは住宅公団などに話しておるわけであります。逐次そういう方向で住宅当局も考えようとしてくれております。そういったような例をもっと大規模にして、八郎潟のような形にするのがいいか悪いか

という問題はありますが、少なくとも何か代替施工、長期年賦払いといったような形、それを県なり国が総合的に調整していくという形くらいはとらしたい、とってもらいたい。そうしませんと、作業がばらばらになったり、その間に非常な紛擾を起こしたり、効果があがらなかつたりするといふことになるのではないかとこのことを心配しております、かねがねその意見はその協議会でもおりおり言っておるわけでありませう。本年度は不幸にしてそういったことが形の上ではあらわれて

ります。もう一つは、負担区分の問題であります。負担区分を、どういうものはだれがどういう負担の割合でやるかということが、現在の段階ではまだ必ずしも全貌が明確になっていない。これを早く

明らかにいたしますと、それから施工のやり方について方針を立てるということ、この二つのことを早くやりますと、理想どおりのことがいかなないのじゃないかという心配をいたしておるわけでありま。しかし、私どももいたしましては、やはり御指摘のようにせつかつくことでありますから、つくる以上はまともなものができますようにできるだけ努力してまいりたい、かように考えております。

○登坂委員 研究学園都市というのでありますから、文部省が主体でありますし、建設の途中においては建設省が持つのでありましようけれども、ここに大きな市が出現するわけでありま。行政上におきましてやはり最終的責任は自治省に持つてもらわなければならぬ。建設途上だからというので文部省や建設省が構想のもとにつくつてもらったのでは、あとで自治省においては非常に迷惑するところがあるのじゃないかとわれわれは心配するのであります。同時に、現在の数カ町村にまたがるいわゆる町村の財政計画なり、あるいは将来の町村の運営の面に關しても大きな変化が起こるのであります。あるところは大部分の土地を失い、あるところは非常に繁栄するであらましようけれども、いずれにしてもその關係町村の財政当局というものは大きな転換を予想されるのではないかとあります。それから、この学園都市を中心として、その他の町村のあり方、将来について、これは単なる研究学園都市一つができるという問題ではなくして、各町村の現在の姿というものが変わる。あるいは将来予測される問題は、大都市との關連性において、もつとより大きな自治体が出現する可能性もあるであらましようし、あるいは小さくともいまの自治体のままで、分割されてもそれを維持していかうという村民の意向もあるであらましようから、いずれにしても学校、研究学園都市というより特殊な自治体のあり方と近隣の従来の市町村自治体のあり方について、何か予想がつかないようなギャップが起きるのじゃないかというよう

昭和四十一年三月十四日印刷

心配もあるのであります。こういうことに關しましては、自治省もあらかじめひとつ御検討を願いたい、こう思ふのであります。いかがでございませうか。

○柴田(護)政府委員 お話の点は私どもも心配いたしておるところでございまして、十分御注意を体しまして進んでまいりたい、かように存じます。

○登坂委員 終わります。

○岡崎委員長 細谷君。

○細谷委員 資料要求ですけれども、いま交付金、納付金の質問をしているのですけれども、いただいたのはお経を読んだときの一冊なんで、残念ながらこれは全然わからない。そういう審議の際の参考資料をいただかなければ、進めてくれ、進めてくれといつても、手の施しようがないのです。

それから、きよりの理事会でも、火曜日から地方交付税なり特例に入ることになっていのですけれども、いただいているのは法律案要綱と法律案しかもらっていない。単位費用等は、財政計画の中で、法律の中に単位費用の変わりはありませんが、どうして変わったかという資料もいただいておらぬわけですね。火曜日に質問するといつても、残念ながら手がかりがないわけですね。もうできておるのでしから、われわれが若干でも勉強できるだけの資料はすぐにでもいただきたいと思ふのです。地方税はまだなんですけれども、もうここでお経を読んだもので資料がないわけではありますから。私どもも一生懸命やりたいと思つていのです。資料がなければどうにもなりませんから、ひとつ委員長において資料だけは可及的すみやかに、要するに大臣がここで所信表明なりあるいは法律案の説明をしたら、その直後からでも質問に入れるような態勢を整えていただきたい。これはやはり資料を出していただく。そうでありますと幾ら協力しようとしてもできません。ですから交付税について理事会でいかにきまつても、きょうあたり配つていただきませんと火曜日に質問できませんから、ひとつ委員長において善処をお願いしたい。

昭和四十一年三月十五日発行

○岡崎委員長 ただいまの細谷君の御発言の御趣旨に沿うように、委員長として善処いたします。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局